

## とっとり・おかやま新橋館 催事スペースの利用案内

鳥取県と岡山県の市町村や事業者、関係団体等が、それぞれの物産の製作実演や試食販売、独自の文化・芸能の講演、観光や移住に関するイベント等を開催するために設置するとっとりおかやま新橋館の催事スペースの利用について、次のとおりご案内します。

### 1 催事スペースの概要

#### (1) 所在地

〒105-0004 東京都港区新橋一丁目11番7号 新橋センタープレイス2階  
とっとり・おかやま新橋館内

#### (2) 連絡先

〒105-0004 東京都港区新橋一丁目11番7号 新橋センタープレイス2階  
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局（以下、「事務局」と言います。）  
TEL：(03)3571-0092

#### (3) 位置及び面積

店舗2階の催事スペース（店内レイアウト参照） 面積：88.4㎡（26.8坪）  
なお、飲食店舗から飲み物や料理を提供することができますので、ご相談ください

#### (4) 使用できる什器、設備等

No.	品名	数量	仕様
①	長机	20台	W180×D45×H70cm
②	椅子	75脚	
③	ホワイトボード	1台	
④	ディスプレイモニター	1台	52インチ ブルーレイ DVD プレーヤー ※PCはご持参ください。 (ケーブル(HDMI、RGB)は有り)
⑤	プロジェクター	1台	スクリーン(固定)(W160× H120cm)に投影
⑥	業務用冷凍冷蔵庫 (ストックヤードに常置)	1台	冷凍庫：385L 冷蔵庫：848L
⑦	音響設備	1式	ワイヤレスマイク、ピンマイク USEN 設備 BGM(CD又はパソコン接続)が流せます。
⑧	その他		調理器具等 ※ご相談ください。

※上記以外に必要な什器、設備等は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会の事前承認を得たうえで、催事スペース利用者が準備してください。

### 2 利用できる催事

鳥取県・岡山県の物産や観光の振興を目的としたイベントで、以下の(1)～(6)に該当するもの

- (1) 鳥取県、岡山県が主催又は共催する催事
- (2) 鳥取県内、岡山県内の市町村、経済団体、農業団体が主催又は共催する催事
- (3) 鳥取県、岡山県の出身者により構成された親睦又は出身地域との交流等を目的とする団体

が主催する催事

- (4) 鳥取県内、岡山県内に事務所、事業所又は工場等を有する団体(上記(1)～(3)の団体を除く。)が主催する催事
- (5) 鳥取県、岡山県の研究等を目的とする催事
- (6) その他、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下単に「会長」という。)が適当と認める催事

※上記に該当する催事であっても、以下の①～③に該当する方は利用できません。

- ① 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- ② 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。)
- ③ 暴力団関係者(条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)

### 3 利用料等

時間帯	県内者非営利	県内者営利	県外者非営利	県外者営利
①10時～13時	¥2,400	¥4,800	¥24,000	¥48,000
②13時～17時	¥3,200	¥6,400	¥32,000	¥64,000
③17時～20時	¥3,000	¥6,000	¥30,000	¥60,000
④10時～20時	¥6,400	¥12,800	¥64,000	¥128,000
⑤延長(1時間)	¥800	¥1,600	¥8,000	¥16,000

※ 鳥取県、岡山県が主催又は共催する催事等については、利用料金はかかりません。

※ 上記2(1)～(5)に掲げる者は「県内者」とします。

※ 「営利」とは、物品の販売等来場者を対象とした商業行為を行う催事や、軽飲食店舗から提供を受けた飲み物や料理に要する経費以外の入場料、受講料、会費等を徴収して行う催事をいい、「非営利」とは、それ以外の催事をいいます。

※ 催事スペースの1回の利用期間は、原則として1週間以内とします。

※ 上記の表に掲げる各時間帯の一部を使用した場合であっても、同表に掲げる時間帯区分に応じた使用料を全額お支払い願います。なお、搬入・搬出等に要する時間も利用時間に含まれます。

### 4 利用の申込み・利用方法

- (1) 利用日 年末年始(12月31日から翌年1月3日)を除く毎日
- (2) 利用時間 10時から20時
- (3) 申込日・受付時間 開館日の10時から18時
- (4) 申込方法

#### ① 電話等による仮申込み

- ・電話で空き状況を確認し、仮申込みを行ってください。
- ・仮申込みを行ってから2週間以内に、利用申込書及び暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を事務局に提出してください。

※利用申込書及び暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書の提出がない場合は、仮申込みの取り消しをさせていただく場合があります。

※上記2(1)及び(2)の催事の場合には、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書の提出を省略することができます。

#### ②利用申込書の提出

- ・利用期間(利用日、準備から片付けまでの時間など)、利用目的、利用設備など必要事項を記入して提出してください。
- ・利用申込書提出後の利用の取り止め(キャンセル)には、キャンセル料が発生します。

(5) 申込の受付開始

受付開始時期	利用できる催事
前年度から	2 (1) ~ (3) の催事
利用日の6ヶ月前から	2 (4)、(5) の催事
利用日の1ヶ月前から	2 (6) の催事

※同日時の利用申込が、同時に2人以上からあったときは、話し合い、又は抽選によって受付順位を決定します。

(6) 利用決定と利用料のお支払い

- ・利用申込書の審査を行った後、利用決定通知書及び請求書を送付します。
- ・支払期限までに、現金または口座振込で前払いしてください。

(7) 利用の制限

- ・次に該当する場合は、利用はできません。また、利用決定後においても利用の取り消し、もしくは利用の中止をさせていただきます。なお、その際に生じた損害の賠償はいたしません。
  - ① 喫煙、過度の飲酒、その他他者に迷惑をかけるおそれ又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合。
  - ② 利用申込書等に偽りの記載がある場合。
  - ③ 利用の通知時の目的と異なる内容の利用をする場合。
  - ④ 利用の条件に違反し、または事務局職員の指示に従わない場合。
  - ⑤ 施設または設備を毀損し、又は汚損するおそれがある場合。
  - ⑥ 利用の権利を他人に譲渡又は転貸した場合。
  - ⑦ 正当な理由なく利用料の支払いをしない場合。

(8) 利用の変更

- ・利用申込書が提出された後に申し込み内容を変更する場合は、お電話にてご連絡をお願いします。その後の処理は、事務局の指示に従ってください。
- ※ 利用状況などにより変更が認められない場合があります。

(9) 利用の取消し (キャンセル)

- ・利用を取り消す場合は、利用取消依頼書を提出してください。取消しの時期によりキャンセル料の請求をさせていただきます。

届出時期	キャンセル料
利用日初日の1ヶ月前まで	無し
利用日初日の1ヶ月前の翌日から2週間前まで	利用料金の50%
利用日初日の2週間前の翌日から当日まで	利用料金の全額

## 5 鳥取県と岡山県の利用機会の均等化

催事スペースは鳥取県と岡山県の関係者の利用機会の均等化を図るため、原則として両県関係者は隔週で利用することを基本とします。(詳細は別添カレンダーをご覧ください。) なお、それ以外の利用調整については事務局を通じて行うこととします。

## 6 利用にあたっての留意事項

- (1) 催事の実施及び施設の利用にあたっては、利用者は事務局及び軽飲食運営事業者の指示に従ってください。
- (2) 催事における販売業務は利用者が直接行ってください。また、実際に販売を担当する方は、試飲・試食の手法等も活用しながら、来店者に対して積極的に商品説明等を行ってください。